

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1項を次のように改める。

園舎には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えなければならない。

- (1) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 調乳のために必要な器具又は設備
- (2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の^{もく}沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 シャワー設備（シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な^{もく}沐浴のための専用の設備（^{もく}沐浴用設備を除く。）をいう。）

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）のうち、この条例による改正後の大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第1項（第3号に係る部分に限る。）に定める設備の基準（以下「第3号基準」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるも

のに係るこの条例の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該幼保連携型認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める幼保連携型認定こども園にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「いう。）」とあるのは「いう。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

幼保連携型認定こども園の設備に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例（抄）

（園舎に備えるべき設備）

第7条 園舎には、満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては調乳のた
めに必要な器具又は設備を、満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあつ
ては沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の^{もく}沐浴のための専用の
設備をいう。）を備えなければならない。

園舎には、次の各号に掲げる場合に^{もく}応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を備えな
なければならない。

- (1) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 調乳のために必要な器具又は設
備
- (2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 ^{もく}沐浴用設備（浴槽、給湯設備及
び排水設備が一体となった乳幼児の^{もく}沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。）
- (3) 満2歳以上満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 シャワー設備（シャ
ワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な^{もく}沐浴のための専用の設備（^{もく}沐浴用設備を除く。）
をいう。）

2 - 3 省 略